

1972年第9回宜野湾市議会(定期会)会議録

1. 3月27日(第2日) 午前10時38分開議  
午後3時6分解散

2. 出席議員(26名)

1番 伊佐徳次郎	2番 島 徳吉
3番 大川正雄	4番 天久盛雄
5番 宮城正光	6番 稲嶋哲平
7番 宮城仁政	8番 又吉正弘
9番 宮里敏行	10番 比嘉守盛
11番 安次宣信	12番 崎間正篤
13番 鈴原泰輔	14番 井村春信
15番 山本朝保	16番 武島行男
17番 多和田真一	18番 大川昇
19番 玉那新行昭	20番 伊佐雅仁
21番 北島義定	22番 古波藏清次郎

3. 欠席議員(5名)

1番 柳原徳次郎	3番 大川正雄
2番 棚原義信	4番 仲村香信
5番 比嘉義定	

4. 議事説明員

市長 崎間健一郎	助役 沢城安一
役員 入役 井屋好永	総務課長 多和田真一
住民課長 加藤和夫	厚生課長 伊佐友誠
税務課長 古波藏信三	農林課長 稲間政光
商工觀光課長 棚原盛真	都計課長 新垣信榮
建設課長 高宮城昇	消防長 大城仁幸
固定資産評価室長 武島正孝	

宜野湾市議会

水道部長 仲村春盛 営業課長 奥里将弘  
会計課長 天久実 工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 宋吉健男 底務係長 須田昭  
議事係長 烏袋真由 書記 仲村春夫  
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第2号) 1972年3月27日(火曜)

日程第1 (別紙添付)

日程第2

日程第3

日程第4

第 1 回 宜野湾市議会定例会議事日程表(第 3 号)

平成 2 年 3 月 27 日(火)午前 10 時開議

- 日程第 1 陳情第 5 号 指定金融機関の指定について(沖縄銀行) 諸務委員長報告
- 日程第 2 陳情第 7 号 指定金融機関の指定について(中央相互銀行) 諸務委員長報告
- 日程第 3 陳情第 8 号 指定金融機関の指定について(農業協同組合) 諸務委員長報告
- 日程第 4 陳情第 9 号 指定金融機関の指定について(琉球銀行) 諸務委員長報告
- 日程第 5 陳情第 10 号 市道・面堂通り第二地区のー／ー／号道路等について(琉球銀行) 諸務委員長報告
- 日程第 6 陳情第 11 号 聴證員の身分保障についての陳情(経済民生委員長報告)
- 日程第 7 議案第 1 号 市役所の位置を定める条例の全部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 号 宜野湾市公告式条例の全部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 号 宜野湾市議会定例会条例の全部を改正する条例
- 日程第 10 公聴察第 10 号 宜野湾市監査委員会条例の全部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 11 号 宜野湾市固定資産評価審査委員会条例
- 日程第 12 議案第 12 号 宜野湾市職員の勤務時間に関する条例
- 日程第 13 議案第 13 号 宜野湾市職員の休日及び休暇に関する条例

- 日程第 14 議案第 14 号 宜野湾市職員の年間に関する手続及(勤務時間)に関する条例
- 日程第 15 議案第 15 号 略時的雇用された職員の年賃に関する条例
- 日程第 16 議案第 16 号 宜野湾市職員の懲戒の手続及び処分に関する条例
- 日程第 17 議案第 17 号 宜野湾市職員の服務の宣言に関する条例
- 日程第 18 議案第 18 号 職務に専念する義務の特例に関する条例
- 日程第 19 議案第 19 号 宜野湾市職員団体のための取扱の行為の制限の特例に関する条例
- 日程第 20 議案第 20 号 財政状況の作成及び表示に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 21 号 議会の活動に対するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 22 号 宜野湾市財産の交付、譲与、賃借貸付等に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 23 号 議会に1決に付すべき公の施設廢止又は長期かつ独占的利用に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 24 号 宜野湾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例
- 日程第 25 議案第 25 号 宜野湾市火災予防条例
- 日程第 26 議案第 26 号 宜野湾市煙草及び食料の全般を改正する条例

- 日程第32 諸令第32号 宜野湾市部課設置条例
- 日程第33 諸令第33号 宜野湾市農業研究センター特別  
会計条例の全部を改正する条例
- 日程第34 諸令第34号 宜野湾市財政調整基金条例の全部  
を改正する条例
- 日程第35 諸令第35号 宜野湾市公有水面埋立事業特別  
会計条例の全部を改正する条例
- 日程第36 諸令第36号 宜野湾市土地区画整理第二地区積  
算金特別会計条例の全部を改正す  
る条例
- 日程第37 諸令第37号 宜野湾市特別職の報酬等審査会  
条例
- 日程第38 諸令第38号 宜野湾市過誤計算審査会条例
- 日程第39 諸令第39号 宜野湾市印鑑条例の全部を改  
正する条例
- 日程第40 諸令第40号 /973年度宜野湾市農業  
研究センター特別会計才入才出補正予算(第1号)
- 日程第41 諸令第41号 /973年度宜野湾市水道事業  
才入才出補正予算(第2号)
- 日程第42 諸令第42号 /971年度宜野湾はく区才入  
才出決算認定について
- 日程第43 諸令第43号 水道に係る規則

議長  
第98回鹿児島市議会常例会第2回の本会議を開き候。(午前10時8分)

議長  
本日の日程は日程表第2号を通り進めて参り候こと申します。

議長  
休憩いたしました。(午前10時8分)  
再開いたしました。(午前10時12分)

議長  
日程の第1.陳情第6号、指定金融機関の指定について。日程の第2.陳情第7号、指定金融機関の指定について。日程の第3.指定金融機関の指定について。並びに日程の第4.指定金融機関の指定について。以上4案件につきましては71年3月17日在本會議にて審議され  
貟会の方に審査を付託されておりましたが、その結果が参りてあります。一応朗読を省略し  
て経済常任委員會に報告を仰頼いたします  
事。

議長  
休憩いたしました。(午前10時14分)  
再開いたしました。(午前10時14分)

統務委員会書類

ご報告申上げます。本陳情案件の処理にあたりましては、統務委員会といいたしまして大分苦労して参ったとお詫びいたします。  
報告書にもございまさうに、約十ヶ年がかりでやっと処理されたことであるといふことです。  
陳情者の方々に対する本當に申し訳ないというふうな感じをもっております。ところが、本陳情案件の内容については、ご承知のように、指定金融をやってもらいたいという形で複数でござります。そこで、沖縄銀行、琉球銀行、それから南洋銀行、中央相互銀行、宜野湾市農協、たくさん金融機関からそういう陳情がござつてあります。一体どういう形で処理した方がいいかといふ問題につきましては、大分苦労して参りましたけれども、審査中にかけて当局から今度の指定金融の問題につきましては沖縄銀行を指定したいというような議案が提出されまして、同時に当統務委員会に付記され、だら合わせて検討はして参ったとお詫びあります。報告書の中にございまさうに、当局の意向、やる意欲を十分認識して参りましたし、尚又、統務委員会といいたしましても決して一方的行動を取るにいやなくて、平等に陳情者の出頭を、或は出席を求めて参考意見等十分聞いております。  
聞いた中では別に乍らわけてこの銀行がいいんだとか、或は悪いんだとか、といつもような結論は出ませんでなければとも、当局の意欲を十分

詮れられし結果、沖縄銀行を指先方べきであると、従つて沖縄銀行を採択すべきであるといふ結論に達した次第でござります。

今が審査の過程においては他の流れ在金融機関からの色々な不満もあつたようですが、いさ方けれども、しかしながら大局的な立場に立ちれて納税者の便、或は職員によるところの現金取扱い、或は壳に対する業務改善、或は現金出納の、そういう方面を検討いたしましたときに、やはりこのへんで毅然たる態度で臨んで、そして市民の利便の立場から指先の方を好むし、ソラうようなどしてこのような結論を出しまして本日ご報告したような次第でござります。大変長い期間にわたって審査いたして、全く申し訳ないことでありますけれども、どうぞ一つ、事情を十分ごんじいただきまして、そして、沖縄在金融機関に対しては当局も十分なる理解をおこなへく、或は納得のいくまで今後の協力の方をお願いいたしたいというふうなうけで、と申して添えられてご報告に至る次第でござります。

### 議　案

只今、管務委員長の報告に対する質疑を許します。

### 議　案

19かに質疑をさせておせりかて、質疑を終りたので、閉会です。あわせて委員長の報告も終り

主事

議長

陳情第9号、指定金融機関の指定についての討論を始めます。

議長

討論を省略いたしまして、黒川委員が、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありますので、討論を省略いたしまして、表決に付します。

議長  
陳情第9号、指定金融機関の指定についてを表決に付します。

審査会の報告通り、採択することにご異議ございませんか。

議長

ご異議ありますので、左様決定いたします。

議長

陳情第9号、指定金融機関の指定についての討論を始めます。

議長

討論を省略いたしまして、黒川委員が、ご異議ございませんか。

議

ご異議ありませぬので、討論を省略いたし  
て、審議に付します。

議

陳情通りにてこれまでの委員会の報告通り  
不採択となります。ご異議ございませんか。

議

ご異議ありませぬので、左様決定いたします。

議

陳情通り、指定金融機関の指定について  
の討論を求ります。

議

討論も省略せしむるが、ご異議ございませんか。

議

ご異議ありませぬので、討論を省略いたし  
て、審議に付します。

陳情通りにてこれまでの委員会報告通り不採  
択となります。ご異議ございませんか。

議

ご異議ございませんので、左様決定をいたし  
ます。

議長

陳情不行、指定金融機関の指定について  
の討論を了しました。

議長

討論を省略いたしましたと異つたが、ご異議  
ありますか。

議長

ご異議ありますので、討論を省略いたします。  
して表決を行います。

陳情不行については、統務常任委員会  
の報告の通り、不採択の方としてご異議でござ  
ります。

議長

ご異議ありますので、左様決定いたします。

議長

次は、日程第5、本地区面積整理等二地区  
21-1 道路についての陳情。本陳情は3月14  
日め本会議に付され、建設常任委員会の  
方に審査を仰がれておりましたが、審査を終了  
いたしました。報告が参りてあります。  
一起事務局をして朗読をいたしました。

議長

休憩いたします。(午前10時24分)  
休憩いたします。(午前10時25分)

議 長

建設局に於ける報告を求める所。

建設局に於ける報告を求める所。

陳情第1号、土地区画整理第2地区2-11街  
路等についての陳情について、本建議審査会に  
付託されておりましたので、その審査の内容及び  
経過についてご報告申上ります。

この陳情の内容につきましては、オホ等ニ地区  
内2-11道路の舗装を早目にやってもらいたい、  
次が2-11道路の延長、大謝石で早目に  
延長工事をしていただきたいと、次に2-11街  
路の交線の舗装も早くやってもらいたい、そ  
して著天向飛行場入は右側、2-11街路  
周辺の軍用地の開放も早くしてもらいたいと  
いうトウビ、折衝を十分やってもらいたいという  
内容の陳情でござります。本問題に対しまし  
ては、常に議会といふ申しても早目に街路舗  
装工事をすべきであると要望して参りました軍  
事地等のまゝで、建設委員会といふ申して  
も全会一致で陳情を採択すべきであると結  
論をしてござります。以上の通りご報告を申  
上ります。

議 長

委員会報告に対する質疑を許します。

議 長

何かに質疑もござりようありますか。

宜野湾市議会

会議の長いと長い方が、ご黒議がいいですか。

### 議長

ご黒議がいいので、質疑を終り、あわせて委員会報告も終らせていただきます。

### 議長

陳情第1号に付する封緘も質問のときに見ておいたが、ご黒議がいいですか。

### 議長

ご黒議がいいので、封緘も質問のときに見ておいたが、付します。

陳情第1号、土地区画整理等二地区3-1-1  
道路等トーナーへの陳情を審査に付します。

委員会報告並川珠枝の方にはご黒議  
がいいですか。

### 議長

ご黒議がいいので、委員会報告通り採択することに決定をいたします。

### 議長

日程の通り、陳情第2号、警備員の身分保障につれて3月14日の本会議に付しました。経済民生部育常化委員会の方に質疑を行ったところですが、一応終了いたして報告書が参考になります。一応事務局にて報告書を朗読いたす。

議 長

休憩一時間後方。(午前10時30分)  
再開一時間後方。(午前10時30分)

議 長

本陣情に對する経済民生教育常任委員会要旨  
及び報告を求めます。

経済民生教育常任委員会

陳情第2号、警備員の身分保障についての陳  
情の内容と審査の経過を報告申上げます。  
本陳情者は、警備員の身分の保障についての  
内容でござつて、これは去年の6月定例会  
でも二種類の陳情の内容が參りました。本委員  
会で審査したことからござつて、委員会の方に  
もこの件、前回その面で検討あるうちにもう二  
ヶ月の時差では一応検討させようとして  
でござつたけれど、我々委員会としても  
教育委員会の方も出席を求めて審査を進めた  
結果でござつたが、委員会といはしては復帰  
に伴つて市ふ支度の中にありますけれども  
ことで、市との調整はまだやつて作つたが、しかし  
委員会自体としてはこの委員会にどうする結論  
を出してからもうことでござつて、現在では  
災害保険と医療保険は一応警備員の方に  
はかけられておなじでござつたが、職員といふよりは身  
分の保障じゃなくて、非常に去年から問題にな  
つておなじでござつて、陳情者でも講演  
の事、旅行の事、自分が保障されておるといふ事だ一

川の方は検討中であります。まだ決定してないところでありまち。宜野湾は委員会といふしててもその趣旨に沿って進めんやうでござります。検討中といふことを書いてございますが、確定ではないということは、まだ当局との調整がついてないということでおざいます。であります。いざの趣旨に沿って当局も折衝あるんだといふことで採決したうな結果でござります。以上審査へて報告を申レリゲリて質疑に答えていたります。

### 議　　長

辰巳の委員会の報告に対する質疑を許します。

### 18　議

(聴取手段)

#### 経済民生教育常任委員会

この間の検討はせられて行く話であります。レカレ、それは条例の中の一處これが完結の中で入ってきまして自らこの間の条例がでてこられじやないかと、結局、条例の中にそれが入り込まれてこられじやないかとこう覺ります。

### 18　議

採択する場合には当然として審査が行われる事と覺りますが、

### 経済民生教育常任委員会

勿論、必要かとは見ておりませんが、先程ご報告申し上げましたように、今、委員会としては方針は決めておろんだが、肝心の当局との折衝が子で出来てないというところでございまして、これが一当局との調整がどうなるかということが問題でございまして、委員会自体はこの趣旨にそつてやるといふことでございましたので、本委員会にてはその趣旨にそつてやられども、しかし問題は從来通りから委員会で決定すればある程度どういふことをさせて、こんなで審査すべきですか、5月15日から当局の実数の中に入りました自然と実数条例の件で検討を進めるべきものであります。委員会自体も從来の審査の方法も大方違う結果になります。我々としては、この趣旨にどうこうに検討あると、趣旨は採択しようというひと对外にはり下げるの諮詢をまだ出してない状況であります。

### 12 看

(聴取不能)

### 経済民生教育常任委員会

一元職員に本採用していくことであつて、実数条例の中にありこんでくれといふことであります。

### 12 看

失業保険と医療保険併せてに保障の中で  
の3記でしょ。

### 経済民生教育常化委員会

ほい、医療保険と失業保険はかけておるそろ  
うであります。そのほがの身方が保障されてもい  
ので、なままでやってくれて、つづり今度改正され  
ますかと3の完数のけんに入れてくれという趣旨  
でござります方。

### 12 着

この点はまん調べしてないんでござります方か  
まん字句の報告とかどういうことは審査の時も  
では調査してござります方なので。

### 12 着

完数条例におりこまれますと、宜野湾市職  
員だと、なまします方にですわ。例えは職員が何か  
の理由でストライキをした場合、こめ方違も当然  
組合員であから参加します方ね。なましますとの學  
校は警備員は（聴取不能）、それへんの検討  
はなさいませんでしたが。

### 経済民生教育常化委員会

この面におきましては、我々は完数条例にぶり  
こんべきだという結論は手元出してないんでござ  
ります方。これは当局と委員会との問題でござい  
まして、議会では案件に出ではじめて検討さ  
れトベシ問題でござりますし、たた身分保障不  
了とうにセークことて今、当局と委員会もそひ諒  
解折衝中だといふことでござります方。  
今先のストライキの問題もござりますが、しかし、この

問題は地方公務員法ですが、が施行されまつたので、おのづから巾が縮められました。やむいかどうようにも考慮されますが、しかし、その長子ではほり下げて検討はしてございません。

## 12 看

ストライキをうつ場合の何は検討してないというふうですが。

経済性教育常化委員会  
左様でございます。

## 12 看

市長にお伺いいたします。この陳情が採択された場合には、当局としてはどうなりますか。つまり採択陳情にどうにしてやるか、もし正式な職員に行った場合には、組合員ですから当然ストライキに参加する方ですが、その場合にはどう対応になりますか。

## 市長

お答えをいたします。行政委員会にカリブーでも教育委員会は雇用関係は持つておりませんので、直接この問題に対しては教育委員会の方で十分責任はもつてもらわんといふませんですが、この実数につきましては一応教育委員会から出ております。しかし、これに対しましては一応意向確認であるんで、普通職員を雇った場合の仮に100人以上というふうにありますと、意向も持つて勤務

でありますんで、おきらく150ドル、200ドルどちらか  
リます。それが8名になりますと、8名だけでは足  
りませんので、祝賀日があります。先休日があり  
ます。そして年休があります。あと8名雇われてい  
がんと、あんた方はどういうふうにして雇うんだから。  
私はやさからうの代り教育予算にしわぶせをされます。  
これは十分考えて下さい。そういうことで今は別個  
の法人でやさからうとやかくは言えないけど、とにかく  
教育予算にしわぶせをしない方法を考えてもら  
たいと、それでも大丈夫であると、備品の購入  
入とか或は他の消耗品の購入も人件費  
が増大するとか8名で先に3名をあと8名採  
用せんといかんとか、或は何かの方法で作ると  
の3分の1でもやれるかという方法があるならば  
やさからうことも十分検討してもらいたいと、それは  
あんた方の責任であるというふうに申し上げてあります。

## 12 締 以 上です。

### 議 長

何かに質疑もありませんんで、質疑を打印  
り下へ見ておが、ご異議ございませんか。

### 議 長

ご異議ありませんんで、質疑を終りあわせ  
て要旨の報告も終らせていただきます。

議長 陳情第2号に対する討論を始めます。

議長 討論も有効をいたないと覺えますから、ご異議ございませんか。

議長 ご異議ありませんので、討論を省略いたしました。表決に行けます。  
陳情第2号、警察員の身分保障についての  
陳情を審決に行けます。  
及今の大清民先教育常任委員会の報告の通り  
採扱することにご異議ございませんか。

議長 ご異議ありませんので、左様決定をいたします。

議長 休憩いたします。(午前10時44分)  
再開いたします。(午前10時58分)

議長 引き続き引いて進行いたします。  
日程へ参り、議案第4号、布役割の位置を定  
めし条例の全部を改正する条例についてを上  
程いたします。  
本來に対する理事者の趣旨説明をされま  
す。

統務課長

ご説明申上げます。本件につきましては、現行の市役所の位置を失ひる条例と内容においては変りはございませんけれども、根拠法が地方自治法ということになりますて、条例の名称、宜野湾市といふものを入れると、ふうに統一した方がいいこととて、内容そのものには変りはございませんけれども、全部を改正したいと、地方課の指導もございまして、私共としては内容が変わなければ一部改めていいんじやないかということにしてございましたけれども、一応根拠法令が市町村自治法から地方自治法に変えて併せて、全部改正の手続きをしてもらいたいということで改正してございました。何かございましたら、ご質疑にお答えいたいと思います。

議長

本件に対する質疑を許します。

議員

ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長

質疑を終り討論を始めます。

議員

討論も省略をいたしましたが、ご異

議 ございませんか。

議 長

ご異議ありませんので、討論を省略いたし  
て、審決に付します。

議案第7号、市役所の位置を定める条例の全  
部を改正する3条例についてを審決に付します。

原案の通り決まりご異議ございません。

議 長

ご異議ございませんので、原案の通り可決  
いたします。

議 長

日程第8、議案第8号、宜野湾市公告式条  
例。全部を改正する3条例についてを上程いた  
します。

本件に対する提案者の説明を求めます。

總務課長

ご説明申し上げます。宜野湾市公告式条  
例の全部を改正したい内容でございます。

内容につきましては、現行の公告式条例と変  
りはございませんけれども、現行の条例は市町村  
自治法第13条の4項に基いて制定されておりま  
すけれども、5月15日から地方自治法が適用される  
ことについて根柢条文の整備、それに会計  
年度が違うためために、施行期日をいつもの算

来ていただき方で、掲示期日でねが、そういうものが違つたして、現行の公告式条例の中には地方自治法でいう規則事項にはいふものかどうかといつて、特に掲示期同率については規則事項とされておりませんで、そういう条文の整理もなれさせて行なって次第でございます。内容については大体そんじでござりますので、何かございましたらご質疑にお答えいたいと見えます。よろしくお聴きいたします。

議長  
本案に付する質疑を許す所。

議長  
休憩いたします。(午前11時3分)  
再開いたします。(午前11時5分)

議長  
本案につきましては、質疑の段階で一応継続審議としておそれて思つたが、ご異議ござつた所。

議長  
ご異議ござつた所で、左様決定いたす所。

議長  
次、議事第9号、宣傳費年度预算会条例の全部を改正する条例についてを工程いたす所。  
本案に付する理申布の趣旨説明を求める所。

### 総務課長

これも本土法、地方自治法の適用に伴いましての全部改正でござりますが、内容につきましては、現行条例の中には大原則事項であります協議の時期も規定してござりますので、これはあくまでも原則の事項でござりますので、本文を整理いたしまして提出してございます。回数につきましては、現行の条例でも年4回と定めておりませんので、別段内容につけてはございません。

以上二説明申し上げまして、何かございましたらご質疑にお答えいたしましたいと存ります。

### 議長

休憩いたしました。(午前11時5分)  
再開いたします。(午前11時6分)

### 議長

本案につきても、質疑の段階で継続審議についておこなっておられますが、ご異議ございませんか。

### 議長

ご異議ありませんので、質疑の段階で継続審議といけます。

### 議長

次、日程第9、議案第10号、宜野湾市監査委員会条例の全部を改正する条例についてを上

程いたしました。  
本案に対する提案者の趣旨説明をお願いいた  
します。

### 総務課長

ご説明申し上げます。本件は7月7日にも条例の根拠法であります法律の適用の裏から全部改正の手続きをとった次第でござります。本件につきましては、監査委員の方とも協議いたしました決定してござります。現行の条例と異なり裏を押してあります。新たに教育委員会の事務と監査会計を合めて監査に入ってくるということと、秋末年2回の臨時出納検査といふものがござりましたけれども本土法にはなつきうものがございませんので、そういう面は省かれております。内容においては現行の条例と殆ど変わりはございませんので、以上簡単にご説明申し上げます。何かありましたらご質疑にお答えいたしたいと思います。

### 議長

本案に対する質疑を許します。

### 議長

本案につきても質疑の時局で御座  
審議としておこなつて来たへて万々、ご質議  
ござへませう。

議

長  
ご異議ありませぬので、質疑の段階で総統審議といたします。

議長

次日程へまいり、議案第11号、固定資産評価査定委員会条例についてを上程いたします。  
本案に対する提出書の反対説明を求めます。

総務課長

ご説明申しあげます。本条例は地方自治法の、達成した、地方税法の適用に伴いすな新設の条例でございます。税法の423条の1項に上りまして、固定資産課税台帳に登録された事項、特に評価につれてどうことに立っておりますけれども、そういう不服等を審査決定するためには市町村の方に固定資産評価査定会といふものが置かれております。

それについては詳しい内容については税法の方に規定されておりませんので、条例の事項としてはいか審査手続を、記録の保存、審査に付いてのほか他の必要事項は条例事項でありませんので、地方税法の431条の規定に基づきまして本条例を設立しております。これにつきまして本土の例に倣らうとして準則等を参考にいたしまして設立いたしましたので、皆様方のご質疑にお答えいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきしても、質疑の段階で、連続審議といつたとしても、異議ございませんか。

議長

ご異議ありませぬので、連続審議と決定いたします。

議長

次回程の第12、議事第4号、宜野湾市本職員の勤務時間に関する条例についてを上程いたします。

本案に対する理事者の説明を求めます。

総務課長

ご説明をお上げます。本件につきましては、従来根拠法令であります地方公務員法が制定されていなかったために、市町村の職員の勤務時間につきましては、労働基準法を基調として、4週に4日を定めていたと記憶しております。けれども、復帰後は新たに地方公務員法が適用されるに伴い、地方公務員法第24条の第1項に基づいて職員の勤務時間等について条例を新しく制定されたと記憶しております。何がございましたら、質疑にお答

えのとれいじゆくひます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきまして質疑の時まで、連続審議としておこなへて鬼ひます。ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、質疑の時まで連続審議とすることに決定をいたしました。

議長

日程第13、宜野湾市職員の休日及び休暇に関する条例についてを工程いたします。

本案に対する提案者の説明をお願いいたします。

総務課長

ご説明申上げます。本案につきましては、議案第12号と同様、根拠法令であります地方公務員法が制定されてからこれまでに、従業労働基準法を基調として市町村で仕事に制定されてきたところでございまして、従来に付けていた地方公務員法が適用されることになりますので、本条例を制定したと見てよい筋力。特に内容に入りますけれども、毎次有給

休暇の取扱いについて現行と本土の制度が  
大分異なっている點でござります。そこで附  
則の第3にも記載しておりますように、従来  
市町村の職員が積立てた年次有休休暇に  
ついては近々うちに本土政府の政令で規定  
されかど思ひますけれども、私共としては職  
員が不利益にならぬよう措置をしてもらいた  
いと、今後ふうに要望している點でござります。  
当組から現在市に対する、積立した年次有  
給休暇につきましては復帰前に是非貰へ上げ  
てもらいたいと、今後ふうな要望が出てまいり  
けれども、当局としてはまだだけどういうものにつ  
きましては貰へ上げてあげれども今後ふうに  
考えておりませんけれども、まだ強制方面で問題  
点が解明されておりませんので、現在積立のか  
らその解決を待つべき点でござります。この件  
については議会といいたしましてもご検討しておられ  
まして、職員に不利益が復帰に伴ないて職員  
が不利益にならぬようご検討をしていただけ  
たら、おこうに思ふ點でござります。

それ以外の点におこなまでは現行の条例にも  
大方規定されておりますので、別段ご説明する  
必要はないかと思ひますので、以上簡単にご説  
明申し上げまして何かございましてどうご質疑に万  
答をいたしたいと見ます。よろしくお願ひ申  
ます。

### 議　題

・本案に対する質疑を許します。 . . .

議長

本案につきても質疑の時點で、議論続行  
議としておる方に鬼の方が、ご異議ございま  
せんか。

議長

ご異議ありませぬので、左様決定いたす所。

議長

日程第14、議案第14号、宜野湾市職員の分  
限に固方の年齢を以て勤務に固方の条例につ  
いても議題といれし所。

本案に対する理事者の趣旨説明をお願い  
いたします。

總務課長

ご説明申しあげます。本件につきても、従来  
被認可命令が制定されていなかった記でござつた  
けれども、いか migliから全体の奉仕者との立場  
から条例は制定されてる記でござつた所。

地方公務員法の中で職員の分限に固方の基本的  
な事項は規定されておりますので、条例の規定  
ある範囲はそのうち統合のつかない規定事項でござ  
りますので、余文の整理も含めさせて今日、制定  
をいたしましたがどうに考えておリ所。従來は分  
限と認可が一つになっておりましたが、次へ案件  
と関連しますように、二つに分けられる記でござ  
ります。大変簡単にご説明終りますけれども、  
何かございましたらご質疑にお答えいたしかば

いすす。まことに頼んでいます。

議長  
本案に対する質疑を許します。

議長  
本案につきても、質疑の時点では、連続審議としておきたいと思いますが、ご異議ございませんか？

議長  
ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議長  
日程の第15、議案第15号、臨時的に使用され  
た職員の分限に関する条例についてを上程し  
ます。  
本案に対する理事者の説明を古願いたします。

### 総務課長

ご説明申しつけます。従来臨時的任用の  
職員については、分限取扱いの規定は殆どな  
かったり既でござりますけれども、地方公務員法の適  
用によりますと第22条の第2項の規定により至  
し、6ヶ月を二つ以上一期間で臨時に、これを臨  
時に使用といふ方が、使用期間中に任用された職  
員でござつます。それにつきまして一般職員と改  
め内容は異なりますけれども、分限についての規定  
が必要であるというて地方公務員法第29条の第  
2項の規定に基づきまして本案(例文制)先に記入次第

その点の方、以上簡単にご説明済いとおも  
何がござれましたらご質疑にお答えしておいた  
所、よろしくお覧ください方。

### 議長

本案に対する質疑を許します。

### 議長

本案につきましては、質疑の時点では続審議  
以下の事項を含む所が、ご異議ござつた所。

### 議長

ご異議を仰せられて、在様決定いたしました。

### 議長

次に日程第6、議案第16号、宜野湾市職員の懲  
戒の手続と皮肉一効果に関する条例についてを上  
程いたしました。

本案に対する理事局の説明をおられました。

### 總務課長

ご説明申上げます。本件も議案第14号と同じ  
様、従来根拠法令がなされたる點でござりますけれ  
ども、一応公務員という立場から懲戒につれての  
条例は制定されておりますのでご一考。

今回根拠法であります地方公務員法に則り  
て、懲戒の手続とか具体的には大別され3種  
でござります。基本事項については地方公務員  
法の中で規定されたりますので、本条例も手続

きに因る手続と効果についての計規定ある  
記でござります。内容につきましては、現在の条  
例よりも効果については非常に多くなつ  
ておる記でござります。特に給与減額につきま  
しては、現在は10分の1が最高の額でござり得  
けれども、本条例からいはれど、5分の1というふうに  
倍に多く記でござります。今一つことにつきまして  
は、一式本土の準則にござりますので通りに  
規定しておられしやううに考えておるが、  
何卒ご参考へしておられ様方のご質疑にお答え  
いたいと存るが、よろしくお預け下さい。

### 議　會

本案に対する質疑を許します。

### 議　會

本案につきても質疑の時點で経過審  
議せられがれど見ておるが、ご質疑ございま  
せば。

### 議　會

ご質疑ありませられて、左様決意いたす。

### 議　會

休憩一時間。(午前11時25分)

再開一時間。(午前11時30分)

### 議　會

・日程、第17回議會第17回、宜野湾市職員の職務

宜野湾市議会

の服務の宣誓に関する条例についても上程いた  
レます。  
本案に対する理事者の説明をおめざす。

### 総務課長

ご説明申し上げます。本案例につきましても從  
来根拠法令が制定されてなかった訳でござ  
りますけれども、しかし本市の場合は現行は服務  
規範の中などで取り込んでございます。服務の  
宣誓についての従来からやつておる訳でござります  
けれども、今回、地方公務員法の31条でどういつ  
規定がござりますので改めて条例事項として制  
定したへども小うに考えてあります。尚、これは様  
式については全国的に統一してもらいたいと小  
うにしてござりますので、どういう準則に従つてある訳  
でござります。特に、消防職員と一般職員が  
様式が違つておりますが、一応一般職員の場合  
憲法擁護と全体の奉仕者というものが基調を  
なしていふといふふうでございます。そして消防  
職員につきましては、どういう職務についての非常に  
きびしい立場で職務に執行するというふうに内  
容が変わっております。ほんとに簡単なご説明で  
ありますけれども、何かございましたらご質疑にお  
答えいたしたいと覺えます。よろしくお願ひいたし  
ます。

### 議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても 質疑の時間で總括審議  
としておまかれて思ひますか。ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、左様決定いたす。

議長

日程第18 議事第18号 職務に専念する義務  
の特例に関する条例についてを議題といたします。

本案に対する理事者の説明をお願いいたします。

総務課長

ご説明願ひ上げます。本件につきましても 従来  
は根拠法令がつかない状況でございました。現在の休  
日・休暇等、条例で運用をしていた状況でございます。  
このたび地方公務員法の適用を予定いたして、  
地方公務員法の35条の規定に基いて本条例を  
制定したいと考えてのう訴でござります。

本來職員は、公務優先の原則を前提としてある  
訴でござりますけれども、職務専念の義務が公務  
の民主的かつ能率的の運営に支障がないと認  
められた場合は、職務専念の義務が免除  
されると、これは免除の範囲につきましては案に示  
してありますように、研修。これは地方公務員法  
の39条で一つ研修でござります。それから厚生  
計画。これは地方公務員法の第42条で「厚生計  
画」でござります。この地市特権が特に必要と認